

# 化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会 報告書の概要と今後の対応

## 1 検討対象物質

オルトートルイジン

## 2 検討の経緯

平成28年7月28日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書(オルトートルイジンに対する今後の対応)」において、オルトートルイジンについては、健康障害防止のための具体的措置を検討することが必要であるとされた。これを受けて「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、講ずべき具体的な措置の検討を行った。

## 3 検討手順

検討に当たっては、業界団体などからのヒアリング結果を踏まえ、健康障害防止措置の具体的な内容、規制による影響を検討した。

## 4 検討結果

### <オルトートルイジン>

オルトートルイジンとこれを含む製剤その他の物を製造し、または取り扱う業務について、事業者に対して、「特定化学物質障害予防規則」(以下「特化則」という。)の「特定第2類物質」\*に対する措置と同様の措置である作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施などに加えて、当該物質に対する不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴や、保護眼鏡を労働者に使用させることなどを義務付けることが必要である。

また、オルトートルイジンの有害性を勘案し、事業者に対して、特化則の特別管理物質に対する措置と同様の措置である作業の記録の保存(30年間)などを義務付けることが必要である。

#### ※ 特定第2類物質

がんなどの慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気または粉じんの発生源を密閉させる設備または局所排気装置を設けるための設備を必要とする物で、かつ、大量漏洩による急性中毒を防止するための一定の設備を必要とすべき物質。

## 5 今後の対応

この報告書を受けて、厚生労働省では、関係法令の改正を予定(平成28年11月頃公布、平成29年1月施行)。